

○三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業実施要綱

平成20年5月26日施行

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市内に所在する障がい者の授産施設、作業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等（以下「就労関係施設等」という。）を利用する障がい者の工賃の上昇及び勤労意欲の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労関係施設等の製品の販売促進のために三鷹市三鷹駅前福祉住宅に設置するアンテナショップにおける就労関係施設等の自主製品及び就労関係施設等で共同開発した製品の受注及び販売
- (2) 複数の就労関係施設等の製品の受注先の開拓及び販路拡大並びに就労関係施設等による製品の共同開発を行うためのネットワークの構築
- (3) 企業等からの仕事の共同受注及び共同受注先の開拓
- (4) 就労関係施設等の新製品の開発研究に向けた講習会、研修会等の開催
- (5) アンテナショップの運営及びアンテナショップを活用した就労前訓練
- (6) 就労関係施設等の製品のインターネットによる宣伝並びに受注及び販売
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事業の委託)

第3条 市長は、市内の特定非営利活動法人等へ委託することにより事業を実施することができる。

(事業へ参加できる施設等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する施設等は、事業に参加できるものとする。

- (1) 就労関係施設等
- (2) 就労関係施設等に準ずる障がい者施設等で、就労関係施設等の自主製品の販売を行っているもの
- (3) 三鷹市障がい者就労支援センターかけはし
(団体、機関等との協働)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため前条各号に掲げる施設等のほか、特に必要と認める団体、機関等と協働して事業を実施することができる。

(運営委員会)

第6条 市長は、事業を円滑に実施するため、第4条各号に掲げる施設等の代表者及び前条の団体、機関等の代表者で構成する三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(市長の責務)

第7条 市長は、事業の受託者及び運営委員会と緊密な連携を図り、事業が円滑に運営されるよう努めるものとする。

(調査)

第8条 市長は、必要に応じ事業の受託者に対し、事業の実施状況等について調査をすることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行し、同月1日から適用する。